第３回　福島地方最低賃金審議会議事要旨

１　日時　令和８年８月３日（月）13：30～15：30

２　場所　福島テルサ　あぶくま

３　出席者　公益委員５名　労働者側委員５名　使用者側委員５名

４　議題

（１）中央最低賃金審議会の目安答申の伝達について

（２）資料の説明について

（３）労働者側・使用者側の意見表明について

（４）今後の審議日程について

（５）特定最低賃金改正の必要性の有無の諮問について

（６）特定最低賃金改正の必要性の有無に係る審議及び答申の在り方について

（７）特定最低賃金改正の必要性審議日程について

５　議事要旨

議題（１）　事務局より、中央最低賃金審議会の目安（答申）の伝達を行った。

議題（２）　事務局より、資料の説明を行った。

議題（３）　（労働者側）　近隣県との差が若者の県外流出・人材確保難の一因となっている。長引く物価高騰に苦しむ労働者の生活改善・労働力の流出防止には最低賃金の底上げが必要不可欠である。発効日については、賃上げに向けて準備期間が確保できたと回答した事業場は全体の１．６５％であり、限定的な結果となった。法定発効を基本とした議論をしていきたい。

（使用者側）　一定程度引上げる必要性は十分理解しているが、物価上昇や中東情勢等の影響により十分に価格転嫁できず、厳しい経営環境におかれている中小・小規模事業者が多いというのが実態である。企業の賃金支払能力を十分に踏まえた慎重な議論が不可欠である。倒産件数も２年連続で過去最

多を更新しており、通常の事業の賃金支払能力を重視して金額審議に臨みたい。

議題（４）　第３回専門部会は、８月７日、第４回専門部会は８月１８日、第５回専門部会は８月２０日に開催予定。その後の日程については、今後の審議状況によって確定次第委員に連絡する。

議題（５）　労働局長より、特定最低賃金５業種の改正決定の必要性の有無について、諮問した。

議題（６）　必要性「有」の答申とならなかった業種は、引続き小委員会で調査審議を行い、審議結果を審議会に報告する。

議題（７）　特定最低賃金改正決定の必要性の有無の審議及び答申は、第５回審議会（日程未定）で行う予定であることを事務局より説明した。